

マンション共用部分用火災保険



# マンションドクター 火災保険

'19年1月改定

管理組合の皆さんへ

良質な「管理」に対して、割安な「保険料」を



\*一般社団法人日本マンション管理士会連合会が実施する「マンション管理適正化診断サービス」における診断結果に基づき、割引が適用された場合

「マンションドクター火災保険」は、マンション管理組合特約付すまいの保険のペットネームです。

## 「マンション管理適正化診断サービス」お申込み手順



**建築年だけでは火災保険料が決まる場合…**

うちのマンションは、きちんとメンテナンスをしてきたのに建築年だけで保険料が決まつて、毎年保険料が上がるのではなくに違うのか…

保険料  
○フラッシュ  
○オーバーラン  
○リバーナップ  
5年 10年 20年

実際の割引例

横浜市内のマンション  
築16年、80戸室  
○5年契約

給排水管等のメンテナンス状況に応じて火災保険料が「割引されます！」だから割安な保険料を実現！

診断後 195万円  
277万円 30% OFF

\*「マンション管理適正化診断サービス」における診断結果に基づき、割引が適用された場合

**「マンション管理適正化診断サービス」とは？**

一般社団法人日本マンション管理士会連合会が実施するメンテナンス状況の診断サービスです。

**Point 無料！ メンテナンス状況を診断**

マンションの住環境の維持・向上を目的として、マンションの管理の適正化の推進に寄り、専門知識をもってマンション管理の運営、大規模修繕等の実務問題について、専門知識を持つ国際的な資格です。全国や関係団体との連携、協力を進めながら、マンション管理士制度の普及・周知に努め、マンション管理の適正化を目指すことを最大の目的として、2007年12月10日に設立された全国のマンション管理士会の統一組織です。

マンション管理士は、マンションの住環境の維持・向上を目的として、マンションの管理の適正化の推進に寄り、専門知識をもってマンション管理の運営、大規模修繕等の実務問題について、専門知識を持つ国際的な資格です。全国や関係団体との連携、協力を進めながら、マンション管理士制度の普及・周知に努め、マンション管理の適正化を目指すことを最大の目的として、2007年12月10日に設立された全国のマンション管理士会の統一組織です。

**Point 無料！ 診断レポート**

診断結果は「診断レポート」として無料でメンテナンス状況を診断します。

日本マンション管理士会連合会とは

マンションの住環境の維持・向上を目的として、マンションの管理の適正化の推進に寄り、専門知識をもってマンション管理の運営、大規模修繕等の実務問題について、専門知識を持つ国際的な資格です。全国や関係団体との連携、協力を進めながら、マンション管理士制度の普及・周知に努め、マンション管理の適正化を目指すことを最大の目的として、2007年12月10日に設立された全国のマンション管理士会の統一組織です。

**マニッシュンドクター 火災保険**

「マンション管理適正化診断サービス」における診断結果に基づいて、  
取扱代理店より保険料のお見積りを提示します。  
※診断を行った結果、お引受けできないことがありますので、あらかじめご了承ください。

\*「マンション管理適正化診断サービス」による診断を受けてください。



# 地震保険について

※ 地震保険の詳細については、「地震保険チラシ」をご参照ください。



地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、流失などの損害は、「マンション」や「ドクターハンマー」だけでは補償の対象となりません。地震保険をおあわせてご契約ください。

地震保険だけではなく地震保険をご契約なされた場合は、火災保険の保険期間の中中途から地震保険をご契約いただけます。

マンションの地震保険は取扱代理店または弊社までご連絡ください。

## 地震保険のお支払い保険金の額

①お支払いする保険金の額

損害の程度*			認定の基準*			お支払いする保険金の額			
建 物	全損		主要構造部の時価の50%以上未満		建物の延床面積の70%以上未満		地震保険保険金額の100% (時価が限度)		
	大半損		主要構造部の時価の40%以上50%未満		建物の延床面積の50%以上70%未満		地震保険保険金額の60% (時価の60%が限度)		
	小半損		主要構造部の時価の20%以上50%未満		建物の延床面積の20%以上50%未満		地震保険保険金額の30% (時価の30%が限度)		
	一部損傷		主要構造部の時価の3%以上20%未満		建物の延床面積の3%以上50cm超える部分が生じた場合		地震保険保険金額の5% (時価の5%が限度)		

お支払いする保険金額は、1回の地震等による損害保険会社全員に50円を超える場合、翌年1月現在。

\* 損害の程度である全損、「大半損」「小半損」「一部損傷」の認定は、「マンション構造基準」に従います。詳細については、ご契約の「地震保険損害認定基準」をご覧ください。

※区分所有者の所有権に基づく賃貸借契約書類に記載されている建物の車両部分に対しては、保険金額と合算して5,000円を超えるように保険金額を設定してください。5,000円が限度となります。

※区分所有者の所有権に基づく賃貸借契約書類に記載されている建物の車両部分に対しては、保険金額と合算して5,000円を超えるように保険金額を設定してください。5,000円が限度となります。

● 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害など

## 地震保険の契約にあたって

地震保険の対象となるもの

建物  
(居住用の建物  
(店舗や事務所等のみ)  
に使用されている建物は除  
きます。)

\* 分区分所有者の所有権に基づく  
保険の対象となる建物  
のおりを参考ください。

地震保険の有効期間・保険料について

○ 保険期間・診断結果の有効期間・保険料に応じて、基本保険料が異なります。

○ 「マンション管理正化診断サービス」の診断結果に応じて、保険料の割引を行います。

保険料の決定方法

○ 建物の評価額は新価値基準によって行います。

○ マンション共用部分の評価額は、一般的に壁面基準の場合はマンション全体の評価額の40%程度、上塗基準の場合は60%程度となります。共用部分と専有部分の区別については、管理規約等でござります。

確認ください。

保険期間・診断結果の有効期間・保険料について

○ 保険始期時点の年数区分に応じて、基本保険料が異なります。

○ 「マンション管理正化診断サービス」の診断結果に応じて、保険料の割引を行います。

必要な確認資料<sup>③</sup>(コピー)

保険料

新規

既存～5年未満

5年～10年未満

10年～15年未満

15年～20年未満

20年～25年未満

25年～30年未満

30年以上

保険期間

診断実施日から5年間有効<sup>④</sup>

※ 代表的な確認資料となります。詳細については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

\* 平成25年国土交通省告示第106号を含みます。

マソニヨン建物の本体の共用部分(玄関ホール、屋外階段等)に限らず、建物に直接付随しない付属建物や設備、構築物などの公用部分も保険の対象として補償されます。

\* 通常、預貯金証書、1個または1組の面額が30万円を超える美術品などを含みません。

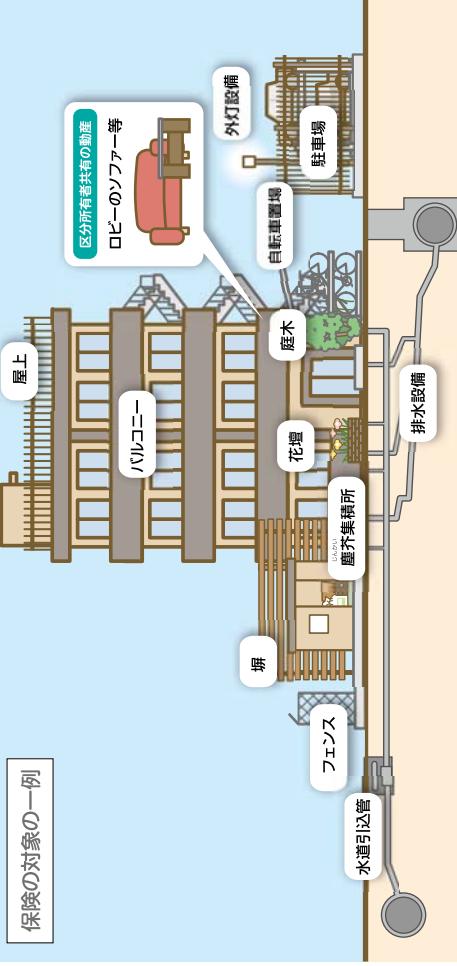
## 保険の対象の範囲

マンション建物の本体の共用部分(玄関ホール、屋外階段等)に限らず、建物に直接付隨しない付属建物や設備、構築物などの公用部分も保険の対象として補償されます。

\* 通常、預貯金証書、1個または1組の面額が30万円を超える美術品などを含みません。

※共同住宅建物が2棟以上ある場合、それそれに保険金額を定めてご契約いただきます。その際、付属設備がどちらに含まれるか不明確な場合は、いずれかの建物に含まれる旨を明記してください。

## 保険の対象の一例



※共同住宅建物が2棟以上ある場合、それそれに保険金額を定めてご契約いただきます。その際、付属設備がどちらに含まれるか不明確な場合は、いずれかの建物に含まれる旨を明記してください。

○ 建物の評価額は新価値基準によって行います。

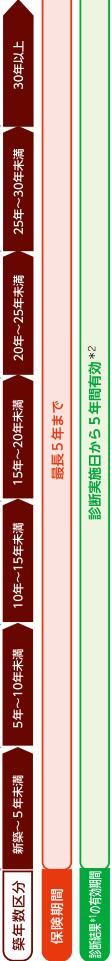
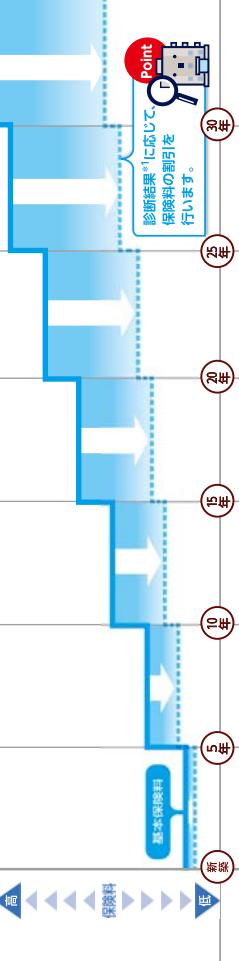
○ マンション共用部分の評価額は、一般的に壁面基準の場合はマンション全体の評価額の40%程度、上塗基準の場合は60%程度となります。共用部分と専有部分の区別については、管理規約等でござります。

確認ください。

保険期間・診断結果の有効期間・保険料について

○ 保険始期時点の年数区分に応じて、基本保険料が異なります。

○ 「マンション管理正化診断サービス」の診断結果に応じて、保険料の割引を行います。



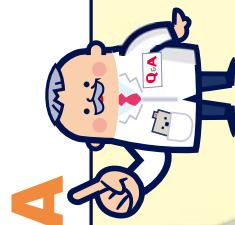
\*2 2016年12月31日以前に診断を実施した場合、診断実施日時点を以降20年以上のマンションについては、診断結果は診断実施日から3年間となります。

※「マンション管理正化診断サービス」における診断結果をいたします。





# 「マンション管理適正化診断サービス」 および 火災保険



## Q & A

築5年程度のマンションで修繕工事などのメンテナンスはほとんどないのですが、「マンションドクター火災保険」の保険料は割引になりますか？

**A** いいえ、「マンション管理適正化診断サービス」ではメンテナンス状況以外にも、修繕積立金の積立状況や管理組合様の活動状況などを確認しますので、これらの状況に応じて保険料が割引になることがあります。

築20年以上のマンションで修繕工事などのメンテナンスをしてこなかったのですが、「マンションドクター火災保険」に入ることはできますか？

**A** はい、ご加入いただけます。ただ、メンテナンス状況が良好でない場合は、保険料が割引にならない可能性が高くなります。

日新火災ヒ(一社)日本マンション管理士会連合会はどのような関係にあるのですか？

**A** 弊社と(一社)日本マンション管理士会連合会は、「マンション管理適正化診断サービス」の診断結果を「マンションドクター火災保険」の保険料決定に使用することを目的として、業務提携契約を結んでいます。

「マンション管理適正化診断サービス」の診断を受けた場合、必ず「マンションドクター火災保険」に加入しなければならないのですか？

**A** いいえ、そのようなことはありません。診断後、診断結果に基づいて保険料のお見積りをご案内しますので、保険料や補償内容などをご確認いただき、ご加入いただくかどうかご検討ください。

マンションのメンテナンス状況を診断してもらうことで、保険料の割引以外にどんなメリットがあるのですか？

**A** 診断後、診断マンション管理士より、今後のマンション管理に向けた改善点のノットバイスを記載した「診断レポート」をご提供しますので、ぜひご活用ください。

「マンション管理適正化診断サービス」の診断はどのくらい時間がかかりますか？

**A** 事前にご準備いただいた資料の確認や管理組合の活動状況のヒアリング等をさせていただきますので、状況によって異なりますが、3時間ほどかかります。

診断をお願いしてから、保険に加入するまでのくらい時間がかかりますか？

**A** 診断依頼以降の流れを時系列で教えてください。

- 一般的な保険加入までの流れは以下のとおりです。
  - ①診断依頼後3~4日ほど(休日・祝日を挟んだ場合はもう少し時間がかかることがあります。)で診断マンション管理士から診断に必要な資料をお前にご案内します。
  - ②診断を実施し、その後、週間ほどで診断結果が出来ます。
  - ③診断結果に基づき、取扱代理店から保険料のお見積りをご案内します。
  - ④管理組合様で「マンションドクター火災保険」にご加入いただくかどうかをご検討ください。  
保険加入の決定までには総会決議等が必要になるため、早めに診断を受けられることをおすすめします。

現在加入している保険の満期(切替時期)はまだ先なのですが、「マンション管理適正化診断サービス」の診断を受けてもいいのですか？

**A** はい、診断をお受けいただけます。診断結果の有効期間は診断実施日から5年間ですので、その間は、診断結果に基づいた保険料のお見積りが可能です。  
※2016年12月31日以前に診断を実施した場合、診断実施日時点まで20年以上のマンションについては、診断結果の有効期間は診断実施日から3年間となります。

保険料を抑える方法はありますか？

**A** はい、例えば、自己負担額(免責金額)を0円以外に設定することで、保険料を抑えることができます。  
「マンションドクター火災保険」では、財産に関する補償、建物管理賠償責任補償特約および個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)に対して自己負担額(免責金額)を0円、5万円、10万円、20万円から選択して設定することができます。

## ご注意いただきたいこと

## 告知義務・通知義務等について

**告知義務について**  
契約を締結する際に、ご契約者または被保険者には、次の①～③までの事項（告知事項）について弊社にお申出いただく義務（告知義務）があります。申入書に記載されたこれらの告知事項の内容が事実と違っている場合には、保険契約を解除させていただくことがあります。

## ①保険の対象の所在地 ②保険の対象である建物の構造・用法 ③保険の対象を同一とする他の保険契約または共済契約の有無

**通知義務等について**  
ご契約締結後、ご契約する場合は、次の①の事項（通知事項）に変更がある場合に、弊社にお申出いただく義務（通知義務）があります。申込書または保険証券に記載されたこれらの事項に変更がある場合は、保険契約を解除させていただくことがあります。ただし、保険金をお支払いできないことがあります。また、②または③の事項に変更がある場合に、通知（ご記入）がなければ、重要なお知らせや案内ができないことがありますので、これらの変更についても必ず弊社へご連絡ください。

- ①保険の対象である建物の構造・用金の変更 ②軒屋等によるご連絡先・ご住所等の変更 ③保険の対象である建物の増改築や一部取りこわし 等

## 補償の重複について

個人賠償責任総合補償特約（包括契約用）等のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（マンションドクター火災保険以外の保険契約）にセッタされると、保険金をお支払いできません。ただし、他にある保険契約からも補償されますが、いずれか一方の保険契約からではなく保険金が支払われる場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただきご契約の要否をご判断くださいにこまで、ご契約ください。

## 事故が発生した場合について

**事故のご通知について**  
事故が発生した場合は、次の事項を遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。

- ①事故の状況、被害者の住所、氏名 ②事故発生日時、事故場所 ③損害賠償の請求を受けた場合はその内容 等

## 賠償責任に関するオプション（特約）について（先取特約）

個人賠償責任総合補償特約（包括契約用）、建物管理賠償責任補償特約（マンション管理組合役員賠償責任補償特約）の事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合は、保険金を優先的に支払われる権利（先取特約）を取得します。保険金は、被保険者が賠償責任を被害者にお支払い済みであります。

※個人賠償責任総合補償特約（包括契約用）、建物管理賠償責任補償特約またはマンション管理組合役員賠償責任補償特約に関する事故の場合は、被害者に対して被害者に係る損害賠償の請求の全部または一部を承認された場合には、損害賠償責任がないまま保険金から差し引きさせていただきます。

## 保険金の請求をおよび保険金のお支払時期について

**保険金の請求に必要な書類等について**  
保険金での請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類等の提出を依頼することがあります。事故の原因を示すために、保険金を請求する場合は、お届け下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故の原因を示すために、保険金を請求する場合は、お届け下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故の原因を示すために、保険金を請求する場合は、お届け下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。

- ①保険金請求書 ②登記簿、住民票、戸籍謄本等、保険の対象の所有者や被保険者を確認するための書類 ③保険の対象の盗難による損害の場合に、被害者が生じた物の加額を確定させる書類等、被害者が生じた物の写真等および免責書等の修理等における費用を請求できる書類 ④荷物の残業や清掃などの取引づけ、事故の原因の調査等における領収証や領収書、請求書等の各種費用を確認できる書類 等

## 保険金をお支払いする時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類のうち弊社が求めるものを完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のようないふたつの場合、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただきます。

- ①警察、検察、消防その他の公の機関による捜査、調査の結果を得る必要がある場合 ②専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 等

## 保険金をお支払いした後のご契約について

損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額（保険金額が新価額を超える場合は、新価額とします。）の80%を超えた場合は、ご契約の損害発生時に終了します。

## その他

- このパンフレットは「マンションドクター火災保険」のごく簡単な説明を記載したもので、保険金支払条件その他の保険の詳細については、取扱代理店または弊社ご照会ください。また、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約の前に必ずご確認ください。
- 弊社は、お預かりしたお客様の個人情報を適切に取り扱うとともに、その安全管理に努めています。重要事項説明書に記載の「お客様の取扱い」をご確認ください。
- 保険料をお支払の際は、弊社所定の保険料領取印を発行しますのでお確かめください。ご契約後1ヶ月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社営業店にご連絡ください（郵便封筒等一部のご契約については、保険料領取印の発行はございません）。
- 取扱代理店ご縫結などにおいて成立したご契約については、弊社と直接契約されることがあります。
- 保険金請求状況等によつては、保険期間終了後、継続加入できないことがあります。

## 【マンション管理運営診断サービス】

宛先：（一社）日本マンション管理士会連合会事務局 行  
▶FAX:03-5825-4085

メールアドレス：mkt@nikkanren.org  
※土日祝日を挟む場合は、佐藤の返信に時間がある場合は、ご承諾ください。

※連合会のHP http://www.nikkanren.org/からもご依頼いただけます。  
※診断料の有効期間は1年間です。それ以後は診断料を再支払願います。  
※理事会または理事長の同意が得られない場合には、診断料は受けできません。

## 診断依頼書

依頼日（西暦）	
年	月
依頼がないと診断を実施できません。必ずご記入ください。 ↓記載がない場合は、診断料は受けできません。	

## 管理組合・物件情報

管理組合名	管理責任者は 管理者名
住 所	〒 -
電話番号	( ) -
○物件概要	
戸 室 数	<input type="checkbox"/> 50戸室未満
建 築 年 月 ( 西暦 )	<input type="checkbox"/> 50戸室以上～100戸室未満
現在ご加入の 保険会社	<input type="checkbox"/> 100戸室以上
階 数	<input type="checkbox"/> 50戸室未満
地 上	<input type="checkbox"/> 100戸室以上
階	<input type="checkbox"/> 100戸室未満
月 棟 数	<input type="checkbox"/> 単棟型
年 棟 数	<input type="checkbox"/> 団地型 ( 棟 )

## 診断依頼書記入者

氏 名	住 所
電話番号	( ) -
メールアドレス	@
区 分	<input type="checkbox"/> 日新火災代理店 (代理店コード : ) <input type="checkbox"/> その他 ( )

## 連絡先（記入者と異なる場合のみ記載）

氏 名	住 所
電話番号	( ) -
メールアドレス	@
区 分	<input type="checkbox"/> 日新火災代理店 <input type="checkbox"/> マンション管理組合 <input type="checkbox"/> その他 ( )

その他、診断にあたっての留意事項等（顧問契約しているマンション管理士がいる場合等に記載）

## ●ご契約内容に変更が生じた場合

**ご契約内容の変更・解約については取扱代理店または日新火災までご連絡ください。**

なお、夜間・休日などでご連絡がつかないときは、日新火災テレフォンサービスセンターにご連絡ください。

ご契約内容に変更が生じた場合、遅滞なく通知いただきませんと、保険金をお支払いできなかったり、保険契約を解除させていただく場合があります。変更内容については必ずご連絡ください。

**日新火災  
テレフォンサービスセンター**

**フリーダイヤル 0120-616-898 までお電話を!**

【受付時間：9:00～20:00(平日)、9:00～17:00(土日・祝日)】

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

## ●事故が発生した場合

サービス24では、お客さまからの事故受付および事故相談などを24時間・365日体制で行っています。

全国の拠点に駐在する弊社の専門スタッフが、迅速かつ丁寧に対応します。

◎事故受付は、サービス24

**サービス24**

**フリーダイヤル 0120-25-7474 までお電話を!**

24時間・365日受付

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

## インターネット約款のご案内 ..... 約款はインターネットを通じてご提供します。

ペーパーレス化で、  
地球にやさしい!

インターネット  
約款

<http://www.net-yakkan.com/>



※インターネット環境がないお客さまなどのために、紙約款も用意しています。紙約款を希望される場合は、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

※インターネット約款、紙約款の別を問わず、保険証券は紙の保険証券をお届けします。

## 用語の解説

**契約者:**弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方

**戸室:**1世帯の生活単位として仕切られた建物の区分

**時価額:**損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、新価額から使用による消耗分を差し引いた金額

**敷地内:**特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中止されることなく、これを連続した土地とみなします。

**自己負担額:**ご契約いただいた保険・オプション(特約)で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、1回の事故につき、ご契約者にご負担いただく金額

**新価額:**損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額

**特約:**オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたもの

**被保険者:**保険契約の補償を受けられる方

**保険期間:**保険のご契約期間

**保険金:**普通保険約款および特約により補償される事故が発生した場合に、弊社が保険契約に基づいてお支払いすべき金銭

**保険金額:**弊社がお支払いする保険金の限度額

**保険の対象:**保険事故によって損害が発生する可能性のある保険契約の対象物

**保険料:**保険契約に基づいて、保険契約者が弊社に払い込むべき金銭

**日新火災海上保険株式会社**

本店／〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)

お客様相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00～17:00(土日祝除く)]

ホームページアドレス <https://www.nisshinfire.co.jp/>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。

万一事故にあわれたら サービス24 フリーダイヤル 0120-25-7474  
24時間・365日 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。